

IP 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2020年7月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

目次 (略)
第1章～第14章 (略)
別記 (略)

目次 (略)
第1章～第14章 (略)
別記 (略)

[附 則 \(令和2年6月23日 P S 事推第00661951号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 令和2年7月1日から令和3年1月31日までの間に、次表に規定する光アクセス回線の転用を伴う第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1若しくはコース3に係る区分の変更の請求を当社が承諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。\)\) 料金表第2表工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。\)\) 2-3-3 品目変更工事費に規定する工事費の規定にかかわらず0円を適用します。](#)

	区分	変更後の区分
光アクセス回線の転用を伴う第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更	その光アクセス回線が東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型及びグレード2のものに係るIP通信網サービスのもの	タイプ8のコース1（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）

～2020年6月30日

2020年7月1日～

		<u>タイプ8のコース3（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u>
<u>タイプ8のコース1又はコース3に係る区分の変更</u>	<u>タイプ8のコース1（プラン8、プラン10又はプラン12に限ります。）であって、LAN配線方式又はVDSL方式のもの</u>	<u>タイプ8のコース1（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u>
	<u>タイプ8のコース3（プラン8、プラン10又はプラン12に限ります。）であって、LAN配線方式又はVDSL方式のもの</u>	<u>タイプ8のコース3（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u>
<u>備考</u>		

～2020年6月30日

2020年7月1日～

1 当社は、その工事において、別冊料金表第2表工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））1-2光アクセス回線に係る工事費の適用(8)工事費の割増に規定する割増工事費を請求する場合、本欄の規定にかかわらず料金表第2表工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））2-3-3品目変更工事費に規定する工事費から計算した額を割増工事費の額として請求します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。